

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る 特定支障除去等事業実施計画(変更案)について

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に起因する生活環境保全上の支障除去または発生防止の対策事業につきましては、産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て事業実施計画を策定し、平成25年度から総額70億円の事業費で二次対策事業を実施していますが、当初想定できなかった大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物が出土し、その対策に要する費用等を見込むと、現行事業費を超過することになるため、事業実施計画の変更手続を進めているところです。

このたび、国と基本的な変更方針につき協議が調いましたので、事業実施計画変更案を作成するとともに、変更案について滋賀県環境審議会および栗東市からご意見をいただきました。環境審議会等での意見を事業実施計画変更案に反映させたものを作成しましたので報告します。

1. 事業実施計画の主な変更内容と変更箇所

資料1

事業実施計画変更内容と変更箇所一覧表

資料2

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画(平成29年度変更案)

資料3

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画(平成29年度変更案)新旧対照表

2. 今後の予定等について

- 平成29年10月3日 常任委員会 事業実施計画変更案の報告
- 11月 環境省 事業実施計画変更申請
- 11月 11月定例会議 平成29年度補正予算案提出
(最終処分場特別対策事業債務負担行為補正)
- 12月 環境省 事業実施計画変更 環境大臣同意
- 平成30年2月 2月定例会議 平成30年度当初予算案および変更契約議案提出
- 平成30年度～ 事業実施計画に基づき有害物掘削除去工事等に着手

(参 考)

■特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年6月18日法律第98号）

第4条 都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。以下同じ。）内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。

4 都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条又は第44条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第3項、第4項及び前2項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第6条 特定支障除去等事業につき都道府県等が必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

■特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針

三 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に配慮すべき重要事項

5 実施計画の変更

都道府県等は、実施計画変更について、特定支障除去等事業を行うべき区域、支障除去等の方法、事業期間、特定支障除去等事業に要する費用等の変更等を行う場合には、特別措置法に基づく必要な実施計画変更を行うこととする。

資料 1

事業実施計画変更内容と変更箇所一覧表

〈主な変更内容〉

- ① 「4.支障除去等の基本的な考え方 (4)支障の除去等の実施方法」の「②【二次対策】イ 工法の抽出および選定」に、「矢板切梁工法の矢板設置工法は、大型の鋼材や大きなコンクリート殻等、施工に支障となる廃棄物が埋められていても対応可能な工法（全旋回オールケーシング工法+砂置換+パイプロハンマ工法等）で行う」を加える。
(P.49~51) 新旧対照表 57/124~59/124
- ② 二次対策事業に要する費用を、総額「約70億円」から「約81億円」に変更。
(P.66,67) 新旧対照表 80/124, 81/124
- ③ 元従業員1人に対する措置命令を取り消したことを追加。
(P.20,73) 新旧対照表 27/124, 88/124
- ④ その他…一次対策事業が完了したこと、追加調査により新たにわかったこと等について、記述を時点修正する。

■主な変更事項

- ・一次対策工事で掘削した結果、東側焼却炉周辺から79個のドラム缶を確認したこと。
(P.41) 新旧対照表 47/124
- ・沈砂池として利用していたため調査できなかった箇所について、沈砂池の機能が不要になったことから、ボーリング調査を追加実施したところ、地山の状況や有害物の存在を確認したこと。
(P.25,26,28,57) 新旧対照表 34/124, 35/124, 36/124, 68/124
- ・D・E工区においてボーリング調査を追加したところ、粘性土層の欠損範囲が想定より広がっていることを確認したこと。
(P.56~59) 新旧対照表 67/124~70/124
- ・事業の対象地の県有地化については、順次担保権の抹消等権利関係の整理と地権者との寄付交渉を行い、平成26年度に全て完了したこと。
(P.76) 新旧対照表 93/124
- ・滋賀県環境審議会の意見。
(P95) 新旧対照表 123/124
- ・栗東市の意見。
(P95) 新旧対照表 124/124

〈変更箇所一覧表〉

ページ	新旧対照表ページ	変更箇所	変更内容
1	1/124	(2)不適正処分を行った事業者、(3)法人の所在地、(4)処分場の位置	記述箇所修正 等
2	2/124	図1-2 旧RD最終処分場位置図	旧RD社最終処分場に表記を統一、図題変更
2	2/124	図1-3 旧RD最終処分場全景	図題変更
3	3/124	①不適正処分が行われた施設の概要	図1-4について文章中に記述
3	3/124	①イ 焼却施設(2基)	図1-5について文章中に記述
5	5/124	表1-1 廃棄物処分業等の許可の経過	表題修正
8	9/124	④ア 許可容量の超過	図1-6について文章中に記述
9	10/124	図1-6 旧RD最終処分場の埋立量調査結果	図題変更
11	12/124	⑤ ア 特定産業廃棄物の種類	図、表番号の誤表示修正
13	15/124	表1-2 最終処分量の実績	数量計算ミス修正
15	19/124	③改善命令から現在まで	表題変更、期間追記
16	20/124	③改善命令から現在まで	旧RD社破産手続について追記
17	22/124	(6)改善命令(2回目)	図1-9について文章中に記述
18,19	24/124,25/124	(10)深掘箇所是正工事調査	図1-10を(11)へ移動
19	26/124	(14)焼却炉解体撤去	図1-11について文章中に記述
20	26/124	(16)一次対策工事	時点修正
20	26/124	(17)二次対策工事	追加
20	27/124	(1)措置命令およびその履行の見込み	元従業員の措置命令取消追記、時点修正
20	28/124	(2)支障等の状況	時点修正、表1-4-1および表1-4-2について文章中に記述
21,22	29/124, 30/124	表1-4(1)、表1-4(2)	表番号修正(表1-4-1、表1-4-2)、塩化ビニルモノマーの改称について記述
22	30/124	(3)支障の除去等事業実施の必要性	時点修正
24	33/124	(1)①表層ガスおよび孔内ガス調査	時点修正
25	34/124	(1)②廃棄物土の分析	沈砂池部分のボーリング調査についての記述削除
25	34/124	(1)②廃棄物土の分析	図2-1から図2-5について文章中に記述
26	35/124	表2-2 溶出量試験における・・・	超過区画追加
28	36/124	図2-3 廃棄物土分析結果位置図	調査地点追加
31	38/124	(1)②廃棄物土の分析	図2-6および図2-7について文章中に記述 等
34	40/124	③イ 場内および周縁地下水等について	表2-5-1から表2-5-4、図2-8および図2-9について文章中に記述
36	42/124	表2-5-1 場内および下流地下水の分析結果(1)	表題変更
41	47/124	ドラム缶調査	表題修正
41	47/124	(ア)東側焼却炉周辺	一次対策工事掘削結果追記
41	47/124,48/124	⑤感染性廃棄物	一次対策工事による確認結果追記
41,42	48/124	(2)有害産業廃棄物の量	時点修正、表2-6 更新
42	49/124	(4)支障の除去等の方法	表記統一(揚水・浄化)
44,45	51/124,52/124	(1)基本方針	時点修正等
45	53/124	(3)生活環境保全上達成すべき目標	時点修正
46,47	54/124	ア 工法選定のための基本的な考え方	時点修正等
47,48	54/124~56/124	イ 工法の抽出および選定	時点修正、EM探査結果について記述 等
48	56/124	ア 工法選定のための基本的な考え方	表記統一(揚水・浄化)

ページ	新旧対照表ページ	変更箇所	変更内容
49	57/124	(ア)原因廃棄物等掘削除去	「全巡回オールケーシング…パイプロハンマ工法」について記述 等
50	58/124	表2-9 掘削工法比較表	内容見直し、修正、表番号修正
51	59/124	表2-9-2 矢板設置工法比較表	表追加
51	60/124	(イ) 廃棄物土と地下水帯水層が接している箇所の遮水	見出し削除
52	62/124	(ウ) 浸透水の揚水および浄化	表記統一(揚水・浄化)、時点修正
55,56	65/124,66/124	(1)汚染地下水の拡散防止【一次対策】	掘削量の実績量追加、表3-1 修正、時点修正
56	67/124	表3-3 掘削量の内訳	DE工区施工範囲拡大分の掘削量追加、内容見直し
57	68/124	図3-1 原因廃棄物等の掘削平面図	B工区(旧沈砂池)部分追加、DE工区施工範囲拡大反映 等
58	69/124	図3-3 Kc3層が欠如する範囲	DE工区欠損範囲拡大反映 等
59	70/124	図3-4 廃棄物土掘削計画平面図ならびに…	DE工区欠損範囲拡大反映 等
59	71/124	図3-5 遮水構造図	図3-10から移動、誤表記修正
60,61	72/124	ア 廃棄物土の処理フロー	含水率低減処理追記 等
61	73/124	(2)揚水した浸透水の浄化	表3-4について文章中に記述、図番号修正 等
62	74/124	図3-6 既設水処理施設ならびに…	図題修正、図修正
62	75/124	図3-7 既設水処理施設処理フロー	図番号修正
63	76/124	図3-8 新設水処理施設処理フロー	図番号修正
63,64	77/124	(5)周辺環境モニタリング【一次対策】	時点修正、表3-5(1)表番号修正
65	78/124	表3-5(2) モニタリングの内容(二次対策)	環境基準項目等注記、表番号修正
65	79/124	図3-10 遮水構造図	図3-5へ移動
66	80/124	2 実施予定期間	支障除去等の目的の記述箇所を明記
66	80/124	表3-6 一次対策・二次対策スケジュール	時点修正
66	80/124	3.費用等	二次対策事業費を約70億円から約81億円に変更
67	81/124	表3-7(1)、表3-7(2)	表題修正、表3-7-2変更
67	82/124	(2)費用徴収の見込み	時点修正
73	88/124	②元代表取締役以外の旧RD元役員および元従業員に対する措置命令	元従業員の措置命令取消追記
73,74	89/124~91/124	(3)措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収	時点修正、表4-1および4-2追加
75	92/124	(1) 行政代執行による支障の除去等の実施	時点修正
76	93/124	(2) 既に措置命令を発した者に対する措置	県有地化が完了したことを記述
83	104/124	(1) 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果	追加検証委員会終了後の状況についての記述削除
84	105/124,106/124	【追加検証委員会終了後の状況】	削除(4(3) 追加検証委員会終了後の状況 にまとめて記述)
85	107/124	【追加検証委員会終了後の状況】	削除(4(3) 追加検証委員会終了後の状況 にまとめて記述)
88	112/124	職員数の職種別の推移	表に平成29年度を追加
88	112/124	○職員の専門的能力向上のための研修の実施	ページ数修正
90	114/124	【追加検証委員会終了後の状況】	削除(4(3) 追加検証委員会終了後の状況 にまとめて記述)
90	115/124	○不法投棄対策での事業者との通報協力の協定	誤字修正
91	116/124,117/124	【追加検証委員会終了後の状況】	削除(4(3) 追加検証委員会終了後の状況 にまとめて記述)
92,93	119/124,120/124	4(3) 追加検証委員会終了後の状況	追加
94	121/124	2 作業安全の確保および緊急時の連絡体制の整備	図6-1について文章中に記述
95	123/124	(1)滋賀県環境審議会の意見	答申記述
95	124/124	(2)栗東市の意見	意見記述